

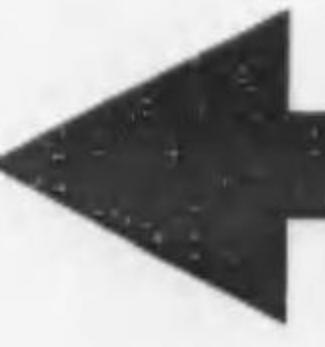
524

123

敬言察訓
序

6 7 8 9 6^m 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6^m

始



內務書記官
警保局警務課長
高橋雄豺序

警視廳警視
田村英雄著

警 察 訓 育

東京 豊文社 發行

序

警察改善の根本問題は警察官の素質の改善に在る。警察官の採用及訓練の問題が警察當局者の間に強く論議せられるのは畢竟之が爲である。採用の問題は今暫く之を措いて、教育の問題に就て最も困難を感じるのは如何にして短期間に深く強く警察精神は之を犠牲奉公の精神と解するが——を打込み得る點かに在ると思ふ。所謂警察訓育の根本義も亦此の點に立脚して居ることゝ思ふのである。

警察精神の陶冶鍛錬には種々の方法がある。訓育は其の一部であつて全部ではないが、然し其の重要な



る部分であることは疑ない。警察教習機關で授けられる諸多の課目中で、訓育が特殊の地位を有する所以は茲に存するのである。左程に重要でありながら、現在の事實は左迄に重く取扱はれて居ない憾があるのである。

友人田村君は長く警視廳警察練習所主事の職にあつて、現下の我國に於て警察教育の實際に最も深い経験と理解とを有して居られる一人である。最近警察訓練に關する此の書を著されて來り示された。私は豫てより此の種の著書の現はれざるを遺憾として居つたので、同君の勞作を見て會心の情禁ぜざるものがある。訓育は他の課目の如く單に智識を増すを以て

目的とするものでないことは、恰も論語が漢文の教科書として作られたものでないのと同じことである。訓育を授けるものも之を授かるものも其の心して此の書を讀まるゝならば裨益せらるゝこと蓋し大なるものがあらう。

大正十三年七月

高橋雄豺

自序

近時警察教育機關の整備に伴ひ、警察官の素質日一日ご向上し來れるは、寔に慶賀すべき現象である。併し警察教育の極めて至難事たる、一度其の局に當りし者の皆齊しく痛感する處であつて、殊に精神的方面の陶冶訓育に至りては、時に望洋の嘆を禁じ得ないことを經驗せらるるのである。是れ或は警察官として採用せらるる者の學力、年齢、將た経験等に於て、夫々大なる差等あるに基因すること無しとせざるべきも、其の主たるものは、適切なる訓育教科書又は参考書の不備なるが爲めではあるまい。

本書の内容とする所は、著者が曾て警視廳警察練習所主事として満五ヶ年に亘り初任巡査並現任巡査に對し、幾多講述

せる訓話の内、取捨を加へて蒐録したもので、官吏服務紀律及
巡查服務に關する諸規程を本とし、第十章以下に於て特に倫
理學の一端を加へたものである。固より此の小冊子を以て
到底完璧を期し難きものあるも、幸に警察教育上の参考書と
なり、併せて現任巡查諸彦の座右の指針ともならば著者の本
懷之に過ぐるものはない。

大正十三年初夏

本所相生町官舎に於て

著者

識

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民
克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華
ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友
相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓發シ德器ヲ
成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
ルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今
ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其ノ徳
ヲニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシテ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠疆自メ息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬勵ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

御名御璽

目次

第一章 綱領

第一節 奉公の大義 一

第二節 警察の本領 二

第三節 警察官の本分 二

第二章 執務及執行務

第一節 忠實 五

第二節 服從 五

第三節 清廉 七

第四節 責任 八

第五節 祕密嚴守 九

第六節 敬禮 一〇

第七節 氣節 一一

目 次

II

第八節 觀察の明敏

II

第三章 民衆接遇

III

第一節 懇切丁寧

III

第二節 隱忍自重

III

第三節 冷靜沈著

IV

第四節 指導教示

IV

第五節 人格尊重

V

第四章 行 狀

VII

第一節 操 守

VII

第二節 飲酒の害

VIII

第三節 交 友

VIII

第五章 服裝携帶品

X

第一節 容裝の端正

X

第二節 佩 刀

XI

第三節 拔刀の心得

XI

第六章 身 上

XIII

第七章 國 家

XV

第一節 國家の成因

XV

第二節 我國の特色

XVI

第八章 國民道德

XIX

第一節 國民道德の意義

XIX

第二節 忠孝一本

XI

第九章 國民性

XIII

第一節 國民性の意義

XIII

第二節 我國民性の長所

XIV

第三節 我國民性の短所

XVIII

警察訓育

第一章 緒領

田村英雄著

奉公の大義は皇運を扶翼するに在り。我國は全國一種上下同氣の國體にして、國運の消長は皇威の隆替と其の揆を一にし、皇室と國家とは實に同體不二の關係を有す。我等の祖先は咸世々の皇恩に沐浴し、相共に皇室を翼戴し、過去に在りては秀麗無比の歴史を作り、今に至りては此の隆盛なる邦國を貽したり。惟ふに吾人が盛朝の臣民として、無限の慶澤を頗つ所以のものは、實に上歷代聖明の偉業と、下先人奉公の餘烈に由るに外ならざるなり。されば我等は、宜しく駕馳を報效に盡し、各其の天分と職分との在る所に隨ひ、蹇蹇匪躬の節を致し、以て皇運の扶翼に力め、大に國力の振興を圖ると共に、先人の遺風を顯影せんことを期せざるべからず。

目次

浮薄性——衣頸生——多或生

三

第十章 精神作用	四二
第一節 良心	四二
第二節 行爲	四四
第十一章 本務及德	四四
第一節 本務	四六
第二節 德	四六
第十二章 品性	四七
第十三章 善惡の標準に關する說	四九
第十四章 人格完成	五〇
第一節 人格の意義	五二
第二節 人格と社會	五二
第三節 人格の不朽	五三

第二節 警察の本領

警察の本領は、公共の危害を防除し、國家の存立及發達に貢献するに在り。凡そ、國家あれば必ず警察あるは、猶個人の生存が常に良心の統制に俟たざるべからざるが如し、個人にして良心的統制を缺如せんか、縱令部分我の満足を求め得たりとするも、全我實現の上に於て些の價值なきにあらずや、警察の要、實に此に在りて存す、故に職を警察に奉ずる者は、忠誠事を率し、挺身公害を除くことにより、奉公の實を擧げんことを努むべきなり。

第三節 警察官の本分

警察官は、法令の下に於て、警察の實行に任するを以て本分とす。凡そ、警察の周否精粗は懸つて實行の正否巧拙に在るを以て、警察官の真價は、警察實行の衝に當り、法令活潑の樞機と、公共利害の岐る所を掌握するの要位に在るの點に存す、故に居常職責の重大なるを思ひ、特に左の各項を遵守し、警察の目的を貫徹するを以て本分となさざるべからず。

一 警察官は其の職責を自覺すべし。

凡そ、警察の要は、公共の危害を豫防排除し、社會の安寧秩序を保持するにあり、職に此に在る者、其の職責の重大なるを自覺し、常に國家の柱石たるを忘るべからず。

二 警察官は規律を嚴守すべし。

規律とは、其の分を守り、言動自ら節度あるを謂ひ、階級的團體を組織する警察官に在りては、一日も缺くべからざるものにして、誠に規律は警察の生命なりと謂ふも誣言にあらず、而して規律の觀念は、善良なる習慣に依りて、馴致助長せらるべきものなるを以て、先づ時間を恪守し、服装姿勢を整正し、警察禮式を嚴肅に守持する等、易より難に就き、容を整へて心に及ぼすの趣旨に依り、之が振張に關し細大備さに意を用ひ、起居自ら規あり、動作自ら度あるに至らんことを期せざるべからず。

三 警察官は忠實勤勉を旨とすべし。

凡そ、警察官は、寒暑に耐へ、風雨を忍び、晝夜を別たず、其の職に盡し苟も曠怠あるを許さず、これ常に忠實勤勉の美風を培はざるべからざる所以なり、若し夫れ偷

安姑息を事とし、唯其の地位に具はるに過ぎざるが如きことあらんか、啻に職務を辱かしむるものたるのみならず、實に國家の進運を阻害するものと言はざるべからず。

四 警察官は質實剛健の氣風を尙ぶべし。

警察官は、時有りてか、水火を踏み、兎賊と鬪ひ、瘴癆を冒し、奉公の大義に殉するの覺悟なかるべからず、凡そ、難に處して撓まず、義を秉りて屈せず、勇往果敢斃れて後已むの犠牲的大精神は、質實剛健の氣魄に宿る、須く浮華を去り、輕佻を戒め、常に時幣の外に超然として、所信を斷行するの氣概を馴致せんことを期すべし、若し夫れ優柔不斷、一時を糊塗するを以て能事と爲すが如きことあらば、其の患の及ぶ所、寔に測るべからざるものあり、深く戒めざるべからず。

五 警察官は廉恥を重すべし。

廉恥とは恥を知り正道を履むの義なり、警察官にして此の心に富まば、職に曠怠なく、行に非違なく、威信期せずして臻るべし、則ち先づ清廉簡素其の身を持し、苟且にも、賤劣貪汚私曲に陥るが如きことなきに留意し、進で其の家を齊へ、其の義務を盡し、範を示して部民に位まんことを要す。

六 警察官は講學鍊武を旨とすべし。

法令は處務の基準たり、警察官にして之に通曉することなからんか、行務滞滯して成績の完きを望むべからず、常識は法令活用の根柢たり、之に乏しからんか、或は苛察に流れ、或は放漫に陥り、事務の正鵠を得難きこと多かるべし、而して身神の鍛錬は、健康を保持し、人格を進め、品位を嵩め、確固不拔の膽力と信念とを培ふ所以にして、處世上職務上影響する所、大なるものあるを念はずんばあらず、聞あれば、則ち講學鍊武苟も怠らざるを要す。

七 警察官は和衷協同を念とすべし。

和衷協同は、團體的活動に必要缺くべからざる要素なり、同僚輯睦を旨とし、苟も他を排擠して自己の名利を圖るが如きことなきは勿論、常に提撕扶掖を廢せず、相諒めて過失なからんことを期せざるべからず。

第二章 執務及執行務

第一節 忠 實

忠實とは、精神上及身體上全力を捧げて、國家の利益を圖り、若くは公共の不利益

を防止するに努むるの誠意を謂ふ。蓋に世の毀譽褒貶に動かされ、或は自己一身の利害を打算して、職務の執行を二三にするが如きは、忠實の精神に背反すること極めて大なるものあり、吉田松陰曰く『名は固より好むべからず、然も亦名無かるべけんや、世に謗を畏るるの客あり、乃ち曰く吾は名を避くと、大名は虚く立たず、實の賓其れ辭すべけんや、若し名を好むの嫌を辭せば、忠孝爲すべからず、男子の眞骨頭、豈人の研剣を受けん、毀譽は自然に附し、吾は自立して卓々たり』と、此の氣概以て吾人の指針たるべし、而して忠實踐行の上に於て、服膺すべき事項頗る多しと雖も、今其の主要なるものを擧ぐれば、左の如し。

- 一 外出の際は、合宿員に在りては宿主に、散宿員に在りては家族に、各其の行先を告げ置き、不時の際に於ける聯絡を圖ること。
- 二 勤務外夜間十二時以後は必ず在宿するを要す、若し外出先に於て止むを得ざる事故に遭遇し時刻を経過したるときは證明書を以て上司に届け出づべきこと。

- 三 外泊又は府（縣）外に旅行せんとするときは、豫め上司の許可を受くべきこと。
- 四 天災地變の發生に際しては、縦合其の事件に關し、召集の命令なく又召集すべきの規定なき場合、雖も自ら進て出務するを要す。

- 五 現行犯あることを認知したるときは、縱令非番又は休暇の際と雖も、猶豫なく相當の措置を爲し、當務員に引渡すべし、殺人強盜等重大事件に當りては、殊に神速急に應するの覺悟なかるべからず、緊急の危難ありて救護を乞ふ者ありたるとき亦同じ。

- 六 拘留科科に該るべき犯行を現認したる際、非番員若し制服なるときは、當番員と同様の取扱ひを爲すべく、私服なるときは事情已むを得ざるものとの外成るべく之に著手することを避け、當番員に譲るべきものとす、但し取締の爲め特に出張したる場合は、此の限りに在らず。

第二節 服 徒

執務及執行務に關し、職權に依り發せられたる上官の命令は、絕對服從の義務あるを念とすべし、但し其の命令に對し意見を述ぶることを得。抑、國家行政の組織は、頗る多岐にして、司直の吏の如き、其の數千萬も啻ならず、然るに此等多數の人々が、一絲紊れざるの統一を保ち、凡百の行動齊しく國家唯一の意思に歸納すること

を得る所以のものは、吾人が統治者の命令を経とし、僚友の共助を緯とし、上命下服、整然たる脈絡節制の下に、百司一體となりて進止するに由る、故に服従は統制の根幹にして、行務の生命たるを會得し、常に衷心遵奉の念を保つべし。

第三節 清廉

警察官は、職務の内外を問はず、廉恥を重んじ貪汚の所爲あるべからず。職權は、固より國法の賦與する所なりと雖も、實際執行の局に當る者の人格的威力あるにあらずんば、以て其の職能を完うする能はざるなり、孔子言あり『不義にして富み、且つ貴きは、我に於て浮雲の如し』と、故に警察官は、清廉己を持し、潔白事に當り、其の行動の公正なる人をして感孚せしむるに足るものあるを期すべし、隨て左の行為の如きは、嚴に之を戒慎せざるべからず。

一 職務に關し、又は職務に關係を生すべき處ある場合に於ては、慰勞、謝儀、其の他何等の名義を以てすると、或は直接たるご間接たるごを問はず、總て他人より贈遺を受け、又は響應其の他の利益を受くべからざること。

二 商業を營み、金貸を爲し、又は牙保周旋等に從事し、或は他人の爲に金錢物品の

貸借訴訟事件に關與すべからざること。

三 同僚間、濫に金錢物品の貸借を爲し、又は部民商人より、金錢物品を借受くる等職務の公正につき疑惑を受くるの嫌ある行動を爲すべからざること。

第四節 責任

責任とは、職務の完全なる遂行につき、無限の責を一身に負擔するの熾烈なる義務觀念を謂ふ。凡そ責任の自覺は、奉公の根柢を爲すものにして、其の深淺は人の眞價の岐るる所なれば、深く之を念はざるべからず。抑、受持區を分ち、擔當を定むるは各其の責任の存する所を明かにし、行務の周到を期する所以なり、常に狀勢民情の察知に努め、部内の事故を他より摘發せらるるが如き不覺なきを期すべきは勿論、なほ左の各項を遵守すべし。

一 勤務時間中飲食喫煙を爲し、雜談に耽り、又は新聞雑誌を閲讀する等、警察力の欠缺を來すが如きことあるべからず。

二 立番中椅子に凭り、又は規定の地域外に出づべからざるは勿論、所内立番見張を爲すに當りては、特に精神の緊張と、視聽の敏活とを期すべきこと。

三 警邏中、濫に人家に立入り、其の他品位を害し威嚴を損する所爲あるべからざること。

四 戸口查察、臨檢視察の際は、先づ其の來意を告げ、言語動作を丁寧にし、決して反感を懷かしむるが如きことあるべからざること。

五 執行務は事、直ちに民人の権義自由に關係あるを以て、豫め之が根據を明かにし、周到の用意と綿密の思慮とを以て之に當るを念とすべきこと。

第五節 祕密嚴守

職務上取扱ひたる事項にして、苟も事の祕密に涉るものは、決して之を漏洩すべからず。殊に官の機密に屬するものに在りては、退職後と雖も之を漏さざるの義務あるものとす、但し裁判所の召喚に依り、證人又は鑑定人となり、職務上の祕密につき、訊問を受くるときは、本屬長官の許可を受けたる件に限り、供述することを得。凡そ、警察官の取扱事項たる事人民の隱祕に屬せざれば、多くは國家の機密に屬す、故に縦合一見祕密に關せざるが如きものに在りても、其の漏洩は百害ありて一利なきことを常とするを以て、固く之を戒めざるべからず、然れども、職務に當り、當然明示懇諭すべき事項を隱蔽し、徒に人をして危惧又は不安の念を生せしめ、警察に對する信賴を失はしむるが如き所爲なきを要す。

第六節 敬 禮

内に敬愛の心ありて、外に虔恭の態顯はる、之を禮と謂ふ。故に禮を重んずるは、自己の品位を崇高ならしめ、人類相互の關係を親密にし、延て社會一般の秩序を正しうする所以の道なり。殊に警察禮式は、上下の分を正し、同僚の誼を表はすの式にして、紀律の淵源たるものなれば、最も厳格に踐行せざるべからず、彼の上司の目を偷み、或は同僚相欺きて行禮を怠るもの如きは、啻に警察の蠱毒たるのみならず、自己の人格を賊する所爲なるを以て、深く之を恥ぢざるべからず。

第七節 氣 節

警察官は氣節を尙ぶべし。川路大警視曰く「警察官は、人民の爲には勇強なる保護者なれば、威信なくんばあるべからず、其の威信は人の感する所にあり、其の感する所は己の行ふ所の危難の價にあり、即ち人の耐へ難き所を耐へ人の忍び難き

所を忍び、人の爲し難き所を爲すにあり』と。凡そ職務の執行は、苟も國家の公事なれば、對手の感情に拘はらず、固より之を貫徹せざるべからざるものなるが故に、如何に論難攻撃を受くることあるも、之に屈して、執行二途に出づるが如き卑屈の所爲あるべからず殊に部民に迎合して、之が歎心を買ふに汲々たるが如き、或は權勢に阿附して、求名保身に急なるが如き、共に俱に丈夫の顰蹙睡棄すべきものたらずんばあらず。凡そ大事に當るの剛臆は公に奉する信念の厚薄に基くものならば、居常此の心を鼓舞し以て氣節の根源を涵養するに力むべし。

第八節 觀察の明敏

社會事象の複雜にして、因果聯鎖の交錯せる、寔に端倪すべからざるものあり、隨て重大事件の如きも、之が發見は往々微細なる事實に因すること多し、川路大警視曰く『探索の道、微妙の地位に至りては、聲なきに聞き、形なきに見るが如く、無聲無形の際に感覺せざるを得ざるなり』と、故に職務の内外を問はず、日常感觸する事物に對しては最も綿密なる注意を以て觀察し深く警察眼を養ふと同時に、苟も参考となるべき事項を認知したるときは、細大漏れなく上官に申告し、警察の目的を達するに努むべし。

第三章 民衆接遇

第一節 懇切丁寧

内に仁慈の心ありて外に溫容の態見はる、之を懇切丁寧と爲す。川路大警視曰く『警察官の心は總て仁愛補助の外に出でざるべし、是を以て警察權の發動も、亦總て仁慈の外に出でず、故に警察官たる者は人民の憂患を見聞する時は、己も其の憂を共にする心なからべからず』と、至言と謂ふべきなり、凡そ警察の要是公共の危害を防除し、理世安民の實を擧ぐるに在るを以て、社會なき所警察なく、國民なき所警察官あるなし、吾人は常に民衆の利害休戚を考量し、溫眼慈言人をして感佩し心服せしむるものあるを要す、然れども懇切其の要を失ふときは、狎睨隨て至り、丁寧其の度を失すれば、卑屈退讓の謗りあるを免れず、深く戒慎せざるべからず。

第二節 隱忍自重

民衆の言語態度多少粗暴に涉ることあるも、溢に怒氣を含み或は忿憤の色を現

はすが如きことあるべからず。凡そ警察の執行は、人の欲する所を遂げしめず、若くは人の欲せざる所を強て爲さしむるの形に於て行はるる場合多し、然るに人情最も不快とする所は、他の抑制を受くることにして、之を嫌惡するの情は、時としては自己の行動の善惡を度外に置く迄に不條理なることあるを常とす、故に警察執行が公安の爲めに、個人の自由を制限するを必要とする行爲たる以上は、動もすれば、對手の反感を招き、抗辯を受くるの性質を有するを免れざるを以て、其の職務の遂行に當りては、自己の眞價を發揮すべき要點の茲に存するを心解し、克く人情本然の短所を洞察し、隱忍自重、先づ其の不心得を諭し、其の反省を促すと共に、徐ろに執行を徹底せしむるの度量なかるべからず。

第三節 冷靜沈著

制止説諭に當りては、冷靜沈著を旨とし、蓋に人の自尊心又は名譽を傷け、或は必要已むを得ざるにあらずして、強制威壓するが如きことなく、殊に群衆に對する場合に於ては、特に慎重の用意を加へ、血氣に逸りて措置を誤り、事態をして益々非ならしむるが如きことあるべからず。要するに、人の性は情を以て誘導すべく、條理のみを以て動かし難き傾向を有するものなれば、警察の執行は、常に人情の機微に投じ、是非の争を避けて、而も不言の裡に、正義を强行せざるべからず、故に苟も怒氣を含み、人と議論を上下するが如きは、事の曲直は暫く別として、警察官たるの態にあらざるものと知るべし。

第四節 指導教示

警察官は常に民衆教化の實を擧ぐるを以て心とせざるべからず。凡そ至誠の奔る所、業態の如何に拘はらず、之を通して社會の改善に寄與せずと云ふことなし、殊に警察の職たる、それ自體に於て、直ちに民人の安危に繫り、國運の消長に關係する所極めて大なるものあるを以て、民衆處遇に當りては、居常、知らしむべく、然る後由らしむべしとの覺悟を持し、保育、指導の眞義に徹するを念とし、特に左記事項の實踐に留意することを要す。

一 職務を執行するに際しては、法を行ふに先ち之を知らしめ且之に由らしむるの用意あるべきこと。

二 部内の地理に通曉すべきは勿論、常に入心の機微を洞察し、事故の發生に方り

- ては、物を囊中に探るが如く、處理極めて的確なるを期すべきこと。
- 三 旅宿を求むる者、外國人、老幼婦女及不具者並家出人、迷兒等に對しては、保護指導上一段の注意を加ふべきこと。
- 四 敬禮する者あるときは、必ず相當の答禮を爲し、反感又は羞恥の念を懷かしめる様注意すべきこと。

第五節 人格尊重

人格とは人の人たる所以の資格にして、形式實質の二方面を有す。實質的方面とは、人格の包有する一切の生活關係を指すものにして、例へば、賢愚、強弱、門地、年齢、地位、所有等、心身生活、社會生活の上に於て、深淺廣狹の差等あるを謂ひ、形式的方面とは、苟も人格たる限り、缺くべからざる本質的の属性を意味するものにして、恰も大小老幼何れの松柏も、他の草木と區別せらるる属性を有するが故に、一般に松柏と稱せらるが如し、故に人は、道徳的單位として、將た法律的單位として、全く平等にして、思想感情及欲望の統一體たる點に於て、貴賤、貧富、男女、老幼の區別あることなし、由來我國に於ては、封建制度の餘習と、特殊なる家族組織との爲め、人格觀念の發

達著しく阻礙せられ、退要保守敢て怪まざるの風あり、職に警察に在る者須く世運の進展に鑑み時弊の匡救に努むると共に、對己的には自主自重の念を鞏固にし、對他的には他人の價值權利を尊重し、以て公正實現の眞諦を把握せざるべからず。

第四章 行 狀

第一節 操 守

操守とは、堅く志を持して變せざるを謂ふ。凡そ如何なる事業と雖も之が完成を期せんとせば、必ずや相當の日時を以てせざるべからず、故に人各々其の職に就くに當りては、自己の使命の存する所を心解し、流汗力行艱れて後已むの氣慨なからべからず、朝に甲を望み、夕に乙を欲し、轉々萍漂定著の念なきものは、遂に其の志を成し得ずして、徒に日暮れて道遠しの嘆を禁じ能はざらん、佐久間象山曰く「日暮一度移れば、千歳再來の今なく、形神既に離るれば、萬古再生の我なし、學藝事業豈悠悠なるべけんや」と至言と云ふべし、彼の春日局が東照宮に捧げたる誓言に對し、自己の命旦夕に迫るも、猶醫藥を斥けたるが如き、吾人警察官の當さに鑑戒とすべき所にあらずや、殊に誓約年限の規定あるものに至りては、常に當初の決意を省

み、良知良情の指導に従ひ、操守の念を旺んならしむるに努めざるべからず。

第二節 飲酒の害

警察官は飲酒を慎むべし。凡そ飲酒は人をして放膽ならしめ、操行を亂し、失態を釀すの原因を爲すのみならず、慣用久しきに亘ることは、知慮を昏昧にし、情操を荒敗し、遂に不用の材たるに到らしむるの虞あり、就中警察官の一舉一動は、常に衆人注目の焦點となり、動もすれば、物議を招き易く、些細の行動と雖も、往々職務上の瑕疪となり、公私につきて挽回すべからざるの失行となることが多きが故に、平素深く節制を加へ、口腹の欲の爲に、一身を過つが如き痴態あるべからず、殊に會合飲酒は亂に陥るの本にして、其の弊獨酌に倍蓰す、故に公會又は社交上已むを得ざる儀禮の外は、紀律の嚴禁する所にして、尙敷習中の巡査の如きは所の内外を問はず、飲酒すべからざるの規定あり、慎みて犯すなきを要す。

第三節 交 友

語に曰く、君子は先づ擇んで後に交り、小人は先づ交つて後に擇ぶ、故に君子は尤

すくなく、小人は怨多しと、凡そ益友を擇び交際を正しくするは、所謂鮑魚の肆を去り、芝蘭の室に入るものにして、人格向上の要訣なれば、居常深く意を用ひざるべからず。惟ふに警察官の非行は、酒色金品の誘惑に克ち得ずして、人を害し身を賊ふもの多きにありと雖も、其の由來する所を極むれば、多くは悪友の感化に基くもの如し、貝原益軒曰く『凡そ人に交るに其の人をよく擇ぶべし、其の人の善惡見知り難くば、先づ好んで交るべからず、彼より親しむとも、只口答への禮にとどめて、我よりは疎かるべし、其の人小人なれば親しみて後必ず悔あり、既に親しくなりぬれば、小人と知れども俄に疎んじ難し、疎んすれば害あり』と、殊に警察官の私行は直ちに公職に影響するもの多きを以て、自己の品位を害し、若は他の疑惑を招くべき虞ある交友及交際方は、固く之を避けざるべからざるなり。

第四節 質 素

質素は人の美德にして、獨立自主の根柢なり、古來身を立て家を興し、社會國家に貢獻せし所の者は、多くは質素儉約の徳を守れり、上杉鷹山の如き、加藤清正の如き、近くは乃木將軍の如き、皆然らざるはなし、若し夫れ奢侈を好み、華美を愛するの念

甚だしからんか、濫費自ら至り、財用足らずして家計不如意を致し、生活の安全を缺けば、獨立の精神亦亡び、誘惑其の隙に乘す、故に質素を重んずるは、即ち修身齊家の要道と謂ふべきなり、されば警察官は、宜しく財用を調節し、常に入るを量りて出づるを制し、其の分限に應じて家政を料理し、以て生活の安定を計らざるべからず、凡そ身分不相應の負債を爲し、又は濫に物品を購求して其の價を借り、或は徒に蓄財を事とし吝嗇に流るるが如きは、實に品位を害し、人の指彈を招くの所爲たるのみならず、延て警察の威信を失墜するものなるを以つて、深く戒慎せざるべからざるなり。

第五章 服装携帯品

第一節 容装の端正

容装は精神の反映にして、一見人を識るの標識となるべきものなれば、之が整否は職務の威信を保つ上に於て、大なる關係を有す。寛政の昔、蒲生君平が、林子平を訪問したりしどき、服装の粗野なりしが爲め、意見の交換を爲す能はざりしは、普く人口に膾炙する所なり。されば日常未識當面の人を遇する警察官に在りては、外

貌の感觸により、人の輕侮を招ぎ、或は信望を失ふが如き不都合なからんことを期し、紀律の定むる所に従ひ、常に容装を嚴肅端正ならしむると共に、左の各項を遵守すべし。

一 濫に衣袴の釦を外し、靴下を袴上に露し、隱套に手を入れ、又は時計其の他附屬品を外部に露出せしむべからざること。

二 濫に著色異様の眼鏡襟巻等を用ひ、又は防寒の爲め覆面を用うべからざること。

三 手套は室外に於ては常に之を用うべし、室内に在るときは又は手套を用ひざることは必ず之を刀緒に挿むべきこと。

四 私服勤務の者及公務外に於ける服装は便宜なりと雖も、官署に出入し公會に臨む場合に於て、私服を著用するときは、袴を用うべきこと。

五 頭髪は長短宜しきに従ひて之を理し、鬚髯を蓄へざる者は時々剃薙すべきこと。

六 職務に就くときは、手帳、捕縄、警笛、名刺及認印を携帶すべし、但し手帳、名刺は非番外出のときと雖も必ず携帶すべきこと。

第二節 佩刀

佩刀は平素職務上の威儀を保ち、兇徒の干犯を未然に防ぐの戎器たるのみならず、一朝事あるに際しては、護身託命の要具たるものなれば、日常之を愛撫し、其の保存、手入等に留意すべきは勿論、苟も粗略の取扱ひあるべからず、而も佩刀手中に在るときは、護身の戎器となり、之を敵手に委すれば、忽ちにして喪身の兇器と化す、蓋し安危の岐るる所、實に間髪を容れざるなり、故に平素細心不斷の注意を拂ひ、苟も奪刀せらるるが如き不覺なきを期すべきは勿論、刀柄を後方に向け、右手の支配外に置くが如きは、實に死命を他人の手に委するに等しきものあるを以て、嚴に之を避けざるべからず、殊に犯人逮捕、囚人護送、雜踏警戒等の場合に於ては、一層の注意を加ふべきなり。

第三節 拔刀の心得

警察官(巡査)は、左の場合に非ざれば、拔刀することを得ず。

一 兇器を持し、人の身體財産に對し暴行を爲す者あるに當り、他に保護の術なき

とき。

二 兇器を以て暴行を受くるに當り、他に防禦の術なきとき。

三 犯罪人逮捕及逃囚追捕の場合に於て、兇器を持し抗拒するに當り、他に防禦の術なきとき。

前項の場合に於て拔刀すると雖も、兇人畏服の模様あるときは、穩に取押ふべく、勢に乘じ負傷せしむるが如きことなきを要す。

拔刀是非常の手段なるが故に、若し之を爲したるときは、人を傷けたると否とに拘はらず、速に其の情況を上官に申告せざるべからず。

第六章 身上

巡査の赴任、身上異動、居住、婚縁等に關しては、巡査服務心得及警察官吏及消防官吏居住制限並宿料支給規則の定むる所にして、其の大要左の如し。

一 新任者にして東京市部及隣接郡部(五郡警察署、警察分署勤務を命ぜられたる者は、即日。八王子市、三多摩郡警察署、警察分署勤務を命ぜられたる者は、二日以内に出發するものとす。

二 戸籍上に關する異動を生じたるとときは、身分明細表に記載したる事項たると否とに拘はらず、五日以内に所屬所署課長に届出づべきものとす。

三 巡査は職務上居住の制限を受く、即ち警察署警察分署勤務巡査は、總て巡査合宿所に寄寓すべし、但し家族を有する者、其の他特別の事情ある者は所屬署長の許可を得て、散宿することを得、而して散宿者の居住制限に關しては、當該規則の明定する所なるを以て就て見るを要す。

四 散宿者は、住所の撰定に注意すると共に、清潔の保持に努め、苟且にも警察官吏たるの品位を傷くるが如きことあるべからず、尙其の居住所戸外賭易き場所に、左の標札を掲出すべし。

警視廳巡査 何某

字體楷書
縦六寸五分横二寸

五 巡査は、婚縁につき、上司の認可を受けざるべからず、即ち妻又は入夫せんとし、若くは養子たらんとするときは、其の配偶者、若くは養家の戸主及媒妁人の住所氏名職業年齢を記載し、媒妁人、親戚知人の内一人と連署し、書面を以て、所屬所署課長に届出づるを要す。

第七章 國 家

第一節 國家の成因

凡そ國家の構成せらるる形式に二様あり、一は自然的構成にして、一は人爲的構成なり、自然的形式の下に構成せらるる國家は、家族より氏族、氏族より部族、部族より國民と進化したるものにして、之を自然的形式の模範となす。人爲的形式の下に構成せらるる國家の態様には種々あり、或は強者の征服により、或は各州相互の任意合同に基き、或は母國よりの獨立により、或は各邦の聯合に成る等、必ずしも其の趣を一にせず。自然的形式の下に構成せられたる國家の模範的實例は、實に我日本帝國にして、人爲的形式の下に構成せられたる國家の實例は、支那、北米合衆國、革命以前に於ける獨逸帝國等なりとす。而して自然的構成の國家に在りては、其の團結力極めて鞏固にして、君主即家長、人民即子女に外ならずと雖も、人爲的構成の國家に在りては、其の結合は主として權義により、強弱の關係に立つを以て、往々多衆の權力極めて増大を致し、君主の權力極めて劣弱ならんとするの傾向あり。

第二節 我國の特色

一 統治權の確立 我國は純然たる君主國體なり、國家統治權の天皇に存するは申すも畏し、兵馬の統一、陸海軍の編成、宣戰講和、何れも大權に屬して議會は之に容喙することを得ず、又君主は法律を重んじ給ふは勿論なりと雖も、法律は君主を責問するの力を有せず、議會は立法に參與する權能を有すと雖も、而もこれ統治權の分割にはあらず、此の故に議會は國法を議するの權能ありと雖も、國法を制定するの權能なし、且つ議會の權能は、憲法に規定せらるる範圍に止まるものにして、決して絕對無限のものにあらず。然るに彼の日沒なきを誇る英國を見よ、形は君主國體なるが如しと雖も、其の統治權は國王と上下兩院とに屬し、國王は直接軍隊を統率するの權能なく、軍事に關する命令は、一に軍事參議院の發する所による、又其の議會に於ても、上下兩院の權力は決して平等なるものにあらずして、下院の權力は常に上院のそれを抑壓し、國政の運用は繋て下院の意思にありと稱せらる、宜なり其の法諺に『英國の議會は男女の性を變更する能はざるの外何物も爲し得ざることなし』と、由是觀之、我國の特色は國家統治の大權が上御一人にのみ屬し、其の

崇嚴無比なる他に類例なきに存すと謂ふべし。

二 皇統の一系 君位の確定は國家存立の根本的條件なり、若し君位にして確定せず、君民の際明瞭を缺かんか、國家組織の基礎常に動搖して、其の確立は得て望むべからず、然るに我國の天孫降臨以來茲に三千年、君位の在す所は夙に上代に於て確定し、未來永遠に涉りて渝ることなし、天祖の神勅は以て之を證するに餘りあり、『葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾が子孫世々王たるべき地なり、爾皇孫就て治めよ、寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と與に窮り無かるべし』と、我皇統の如何に神聖にして、我皇位の如何に金剛不壞のものたるかを知るに足らん、更に憲法第一條には『大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す』同第二條には『皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す』と、以上は神勅並に憲法典範の規定する所にして、我國基を鞏固ならしむる所以なり、故に我國に於ては、皇位は必ず皇胤に限り、他系他姓の者は斷じて之を許さず、想うて此に到れば、天祖の御神格の如何に偉大にして、建國の基礎の如何に鞏固なるかは、吾人の容易に拜察し奉る所なり、轉じて支那共和國を見るに、古來同國に於ては君主となるに二つの場合あり、即ち一は德にして、一は力なり、堯が其の位を舜に譲り禹が其の位を舜に譲りたるは

前の場合にして禪讓に屬し、殷の湯王が夏の桀を放ち、周の武王が殷の紂王を伐ちたるは後の場合にして放伐に屬す。大學に『君子は先づ徳を慎む、徳あれば此人有り、人有れば此土有り』とあるは、君徳の尊むべき所以を道破したるものにして、孟子が『仁を賊ふ者之を賊と謂ふ、義を賊ふ者之を殘と謂ふ、殘賊の人之を一夫と謂ふ、一夫の紂を誅するを聞く、未だ君を弑する者を聞かざるなり』と言ひしは、放伐の必ずしも罪惡ならざるを辯護したるものと謂ふべし、三帝二王何れも聖人として萬民崇仰の目標なりしを以て、禪讓放伐共に正當なる君位繼承法たりしが如しと雖も、後年篡奪の徒に藉口の理由を與へ、遂に『王侯將相寧ぞ種あらんや』と叫ばしむるに至つては、同國の爲め痛惜措く能はざる所なり。

三 君先民後 我國の歴史は諾冊二尊を以て始る、天祖高天原に在して、二尊に下土を經營すべきことを命じ、神矛を給ふ、二尊先づ大八洲を生み、次で天下に主たる者を生まんと仰せられ、天照大御神を生せらる、大御神は、二尊の命を奉じて高天原を治め給ひ、御子天忍穗耳尊をして、葦原の中つ國を治めしめんとし給ひしが、當時中國未だ平定せざりしかば、先づ武神を遣はされ、然る後、忍穗耳尊を下さんとす、偶瓊々杵尊誕生遊ばされしかば、忍穗耳尊の情願を容れさせられ、遂に皇孫瓊々杵尊

を降し給ふに至れり、是に於て中國に於ける帝業始めて其の緒に就き、彦火々出見尊、鷦鷯草葺不合尊を經、神武天皇に至り、東遷の大業を成就せられ、都を大和の櫧原に奠め、天皇の御位に即き給へり、是より二千五百八十餘年百二十二代を経て、今上陛下の御代とはなりぬ。

上述の如く、我國の初めは君主先づ在して、然る後に國家を構成せられたるものにして、所謂君先民後の國と稱する所以なり。隨て我國民の殆ど總ては天祖以來の功臣の子孫か、或は皇室より分岐して臣下に降りし者の子孫にして、即ち皇室を以て幹とし、臣民を以て枝葉となしたる皇室中心の國家と謂ふべきなり。然るに歐洲各國に於ては、建國の基礎我國と異なるものあり、隨て其の國體の如きも古今を通じて民主國體多く、其の君主國體と稱するものと雖も、是が實際を窺へば、民主國體を去ること遠からず、例へば古希臘の内、スバルタは二王政治なりしも、其の實權は元老院と民會とに存し、アテネは貴族政治にして、五人又は九人の執政官統治の權を掌握せり、羅馬は最初王政なりしも、其の實選舉王にして實權は常に國會の内に在り、又佛國は元來民主思想の横溢したりし國なりしも、ルソーに至り天賦人權說の唱導せちるるや、遂に革命の導火線となりて、歐洲全土爲に其の影響を蒙るに

至れり、英國は最初專制政治の行はれたる國なりしも、十七世紀の中葉に至り、クロンウイル起ちてチャールス一世を弑し、茲に民主政治を斷行せり、然れども其の後クロンウイル勢力を失ひ、ジョージ一世起ちて王政を復活せりと雖も、帝王の權力昔日の如くならず、所謂君主は統して治せずの狀態を呈し、遂に下院の權力を増大するに至れり、北米合衆國は一七七六年獨立戰爭により、英國の羈絆を脱し、純然たる民主國を樹立せり、由是觀之、現今世界に國を樹つるもの五十有餘國の多きを算すと雖も、君先民後の國を覓むれば、唯我帝國あるのみ。

第八章 國民道德

第一節 國民道德の意義

希臘の哲人アリストートル曰く、人は其の本性よりして社會的動物なりと、蓋し人類の有する社會性を表明するに最も當を得たる言葉なることは一般に熟知する所なり。

社會は之を廣義に解すれば、凡て自己と自己以外の人格者との形造る有機的團體にして是を組織する個人の目的以外に一の目的を有し、是に屬する團體員を支

配する權力を有す換言すれば、社會なるものは、共同目的を有する個人が、共同目的を達する爲に、組織する有機的團體なりと稱することを得。

社會は之を分類して四種となす。即ち家族、團體、國家及世界是なりとす、而して四種の社會は、多くは時を同うして存在し、各其特色を有す、各個人は單に一種の社會にのみ屬する能はずして、同時に二個若くは二個以上の社會に屬し、且つ其保護の下に生存す、就中國家と稱する社會は、一定の土地、獨立の統治權及人民との三要素より成立するものにして、其の組織最も堅固に其勢力最も強大なるものなり。世の古今、土地の東西を問はず、地上に歴史ありて以來、世界人類に對し、相當の貢獻をなし、世界文明に對して相當の寄與をなし、又現になしつつある所の人民は、孰れも皆國家組織の下に生活する人類にして、人類の編みたる歴史の全部は、國家的社會の下に生存する人民、即ち國民の興亡盛衰の痕跡なりと稱するも誣言にあらず。

國家の目的は、國家自身と國民との安全を圖り、以て兩者を完成するに在るものにして、此の目的を達する爲には、國家の存續及發達を圖らざるべからず、而して國家の存續と發達とを圖る爲には、國民として之に適應する道徳の實行を期せざるべからず、國民として實行せざるべからざる道徳、之を稱して國民道德と謂ふ。

第二節 忠孝一本

「君臣即父子」是我國體を研究する者の必ず輕々に看過し能はざる事實なり。畏くも人君に座ます御方は、父の情を以て民に臨み給ひ、人の臣たる者は子の情を以て君に仕へ奉る、君臣の一和、上下の輯睦は固より其の所なり、故に治者被治者と云ふが如き形式的名詞を以てしては、我國に於ける君民の關係を表明すること能はず、父子なる自然的名詞によりてのみ、始めて之を表はし得るものと云はざるべからず、これ臣として君の犯しまつるべからざることは、猶ほ子として父の犯すべからざる如くなるを以て、皇室の御仁慈は子に對する父の至情に發するものなり、至情を以て至情に對す、上下透徹して些の陰翳をも留めざる、宜なりと謂ふべし。

後柏原天皇の御製に

いかにせば月日と同じ心にて雲の上より世を照らさん
これ我國に於ける人君の肺肝の御聲なり、而して高山正之の作に
我を我と知しめすかやすめらぎの玉の御聲のかかるうれしさ
思ふに、これ我國に於ける人臣の至情の披瀝なりとす、既に君民一家にして而し

て君臣即父子なり、此に於てか忠と孝とは左の諸點に於て相一致す。

一 我國に於て國と家との差は、單に規模の大小に過ぎざるものにして、國を縮小すれば家となり、家を擴大すれば國となる、故に君主としての天皇に對し奉る忠は、大家長としての天皇に對し奉る孝に外ならず。

二 吾人の祖先は、歷代天皇に對し奉りて忠節を盡し奉りしものなるを以て、今日吾人が天皇に對し忠を盡し奉るは、祖先の志を成す所以にして取りも直さず祖先に對する孝、即ち忠孝兩全なり。

三 孝とは子たる者が誠を致して其の親に仕ふることを謂ひ、忠とは、臣たる者が誠を致して君に仕ふることを謂ふ、故に誠たる點は、兩者全く同一にして、親に對する孝を以て君に事へ奉れば則ち忠、君に對し奉る忠を以て親に事ふれば則ち孝、是忠孝一本なる所以なり。

第九章 國民性

第一節 國民性の意義

多數の個人相集りて共同生活を營むに當りては、個人心理以外に社會心理の支

配する所となるは、彼の群衆心理なるものが個人の行動に對して偉大なる勢力を有する事實に徵して容易に之を窺知することを得べし。

以上の如き共同生活が、國民によりて一定の土地の上に、一定の制度の下に成し遂げられ、而して歴史的進行を辿るとき、茲に一種特有の國民的性格を形成す、之を稱して國民性と謂ふ。國民性は時代によりて多少變化を來すものにして、恰も個人の性格が、年齢により、環境によりて變化するが如し、然れども個人の性格の根本的改造が頗る至難なるが如く、國民性の根本的改造は、此又極めて困難なる問題なりとす、故に吾人は常に國民性の二方面を觀察し、其の改むべきものは之を改め、其の保存すべきは之を保存し以て劇甚なる世界競争場裏に立ちて、能く國家の存立を鞏固ならしむべき覺悟なかるべからず。

第二節 我國民性の長所

潔白性

我國民性として、第一に舉ぐべきものは潔白性なり。潔白性とは清潔を愛し、不潔を忌む所の國民性にして、神代の古より現今に至る迄、依然として我國民上下の

間に澎湃せるものなり。伊弉諾尊が黃泉國に於て、伊弉册尊の御屍を御覽せられ、築紫の日向橋の小門の檍原の流にて、御身を洗はせられしは即ち禊の濫觴なりき。又天照大御神は素盞鳴尊の暴行を憤られ、天窟戸に入り給ひしこき、群神舞樂を奏して大御神を慰め給ひ、素盞鳴尊をば、千座置戸を課して追放せり、是れ我國祓の起源なりとす。其の他上古にありては、死者あれば喪屋を造り、產婦の爲めに產屋を造る等何れも皆我國民の潔癖を立證するに足る。

斯くて、我國民は上下沐浴を好み、又温泉、海水浴等各地に行はるるは、必ずしも衛生上の理由のみにはあらず、而して肉體上の潔癖は何時しか内面化して、精神上の潔癖となり、正直、誠實、簡素等の德目を生ずるに至れり。又武士は一度人の疑ふ所となるや、自ら我腹を切りて、己が精神の潔白を表明することとなり、遂に切腹てふ世界稀有の風習を成立せしむるに至れり。其の他廉恥、廉潔の風を尚び、神宮を始め神社の多くは、白木造りなるが如き、是皆潔白を尚ぶ我國民性の表現なりと云ふことを得べし。

快活性

是は我國民の陽氣にして、又元氣ある性情を云ふものにして、上古より今日に至

るまで存續せる國民性なりとす。其の昔天窟戸の變ありしどき、大御神窟戸に隠れ給ふや、天地晦冥して世は常暗となりぬ、群神相議して音樂を奏し、天鈿目命をして舞踊を爲さしむ、群神大に笑ひ、其の聲高天原を震撼したり。大御神怪み給ひ、窟戸を開き給ひしとき、手力雄命直に御手を取りしかば、天地再び清明に復したりと云ふ。此の一事を以てしても、當時の建國祖神が如何に快活性に富み給ひしかを知るを得べし、實に吾人大和民族に存する笑癖は、有名なる事實にして、又世俗に福神と稱する恵比壽、大黒を見ても、我國民性の一表徴たるを知る。

現 實 性

現實性とは現世の價值を信じて之を愛し、實際を重んじて空想を排し、實行を尚びて空理を輕んじ、世間的思想を中心として行動するものを謂ふ。故を以て古來我國に於ては思想上信仰上大なる問題に逢著して、之が解決の爲め一切を忘却し、其の結果獨特の哲學又は宗教を創建せるが如きは其の例極めて少し、彼の儒教の我國に輸入せらるるや、現實的な特質は克く我國民性と融合し、遂に政治、道德、經濟の各方面を支配して、我國民の思想一層現實味を加ふるに至れり。之に反し、佛教は傳來の當時に方りては、非常なる波瀾を生じたりしも、漸くにして我國民的生

活に接觸するや、長く其の超世間的本性を持続する能はずして、遂に現實的世間的傾向を呈するに至れり、萬葉集を見るに、我國民の現實性を詠出せし和歌あり。

生ける人遂にも死ぬるものなれば此の世なる間は樂しくをあらな
此の世にし樂しくあらば來ん世には蟲に鳥にも我はなりなん

斯くの如くにして、我國には嚴密なる意味の哲學なく、又固有の宗教あるなし。即ち我國民は一に現實を尚び、日常の生活に満足して、別に深奥なる思索に耽るの要を認めざるによる。然れども他の一面即ち思想上より觀察すれば、これ明かに我國民的一大弱點なりと謂ふことを得。

同 化 性

同化性とは、他國民の長所を探り入れ、之を改造して我國の事情境遇に適するものとなす國民性を指稱す。明治大帝の御製に、

善きを採り惡しきを捨てて外國におこらぬ國となすよしもがな

元來、我國民は外來の文化に接するや、常に能く之を咀嚼し、之を吸收して自己のものとなし、在來の自國文明と新來の他國文明とを融合調和して、尙一層最美なる自國文明を建設するの長所を有す。古來我國民の受入れたる外國文明に三種あ

り、支那文明、印度文明及西洋文明即ち是なり。而して我國民は以上の文明を受入れ、之を同化して固有の文明を發達せしむべく一の滋養分となしたりしと雖も、爰に看過すべからざるは、外來文明の採取は決して模倣的、機械的のものにあらざることは是なり。

第一、我國民は支那文明を採用せり、然れども禪讓放伐の如き危險思想は斷じて之を排除したり。第二、我國民は印度文明を輸入せり、然れども佛教中に存在する死々滅々の厭世的思はは之を採り入れず、却て之を現實的、國家的のものとなしたたりき。又第三に、西洋文明を採用せり、然れども共和的思想は之を排して、政治、宗教、道徳、其の他苟も我國體を益し、我國家を發達せしむるもののみを採擇し、決して其の自主的態度を失はざりしは、全く我國民上下の有する同化性の致す所と云ふべきなり。

第三節 我國民性の短所

浮薄性

我國民には、常に變化を好みて、舊を厭ひ新に馳せ、且つ熱し易く冷め易き側面を

有す、之を稱して浮薄性と謂ふ。我國民は冷熱共に速かなるが故に、多くは輕率に流れ、堅固莊重なる志操に乏しく、又何事にも形式體裁にのみ拘泥し、事の實質内容を顧みざるの傾向あり、故を以て思想界に於ても外來の新思想に觸るれば其の利害得失を極めずして直ちに之を歓迎し、暫くにして他の新思想、新學說の現はるるものあれば、又直ちに走つて之に就き、前者を棄つること恰も弊履の如き態度に出でんとす。我思想界に於て、一個獨立の研究を遂行する能はざるは、主として以上の理由に外ならざるなり。

先づ之を教育方面に見るに、我國民は明治の初年より十一二年頃迄は、米國思想の吸收に努め、教育書の如きも米國物を翻譯して之に充て、唯其の及ばざらんことを恐れたり、然るに明治十二三年頃より同二十二三年頃に涉りては、英國思想の取り入れに傾倒し、ベンザム・ミル等の功利主義、スペンサーの進化論等最も我學界に喧傳せらるるに至れり、然れども明治二十二三年以降獨逸思想の歓迎に努め、醫學は勿論、哲學、法律學、教育學等に至る迄、獨逸にあらざれば殆ど之を顧るものなき有様にて、殊にヘンバートの思想の如きは、我教育界を風靡したるの有様なりき。

明治以前に於ても是の傾向は頗る顯著なるものあり、例へば、奈良、平安の二期に

於ては、専ら隋唐の文物を謳歌し、鎌倉時代より足利時代に涉りては、宋、元、明の思想を尊重し、徳川時代に至りては、一般に儒教の思想、道徳を歓迎するの有様なりき。甚しきは當時第一流の學者にして、物徂徠、或は服南郭と稱するものありたるが如き、甚或は自ら卑みて東夷と稱せしが如き、以て他を推測するに難からざるべし之を要するに、我國民は固執耐久の力乏しく、常に輕佻浮薄に流れ、牢乎抜くべからざるの定見を缺くものあるは、全く浮薄性の結果によるものと謂はざるべからず。

依 賴 性

我國民は、概して獨立獨行の精神薄弱にして、自律自從の念慮に乏しく、何事を爲すに方りても他の助力、扶助を期待するの傾向を有す、之を稱して依賴性と謂ふ。是が由來する所を尋ねるに、最も主因たるもののは、家族制度及從來の政治組織に在りと云ふことを得べし、即ち我國民は特殊なる家族制度の下に成長し、家なる城廓の中に活き且つ死する關係上、父母長者の保育愛護に馴れ、遂に獨立自治の精神を失ふに至りしものの如し、次に明治維新前に於ける政治の方法は、永く支那の制度を模倣したる結果、所謂民は依らしむべし、知らしむべからずとの思想に支配せられ、國民は政治の一切を政府に委して毫も顧慮する所なく、單に在上者に服従し其

の指導の下に生活するに過ぎざりき。翻て歐米に於ける子女教養の方法を見るに、或は嚴に失すと思はるる迄其の子に制裁を加へ、或は時に子女の爲すがままに一任して濫に干渉せず、何處迄も獨立心を涵養せしめ、進取的、精神を鼓舞し、自己の運命は自己に於て開拓するものなることを教養するに努む。拜金宗を以て有名なる米國の富豪なる者は、孜々克く巨萬の富を蓄積すと雖も、亦克く之を散するに吝ならず、之を我國民の子孫の爲めに美田を買ふに汲々として、社會公共の事業に冷淡なるに比せば、寔に思ひ半ばに過ぐるものあり、斯くの如くにして、家族は家長に依頼し、國民は國家に依頼し、遂に個性の訓練、人格品性の陶冶を等閑に附し敢て顧みざるの風を馴致したり。

多 感 性

我國民は、感覺鋭敏にして容易に細大の刺戟に動き、且つ頗る感情的にして、事物に激し易き方面を有す、之を多感性と謂ふ。故に我國民は、一面に於て神速、敏捷、怜憐、熱烈、果斷等の長所を有し、戰爭等の場合には熾烈なる敵愾心の下に、義勇奉公の精神を振起して外敵に當るが如き、確かに我國民的一大長所なり、然れども其の反面に於て輕卒、躁急、短慮等種々の短所を生じ、從容自若、悠揚不迫と云ふが如き餘韻

ある態度に乏しきは、甚だ遺憾とする所なり。是畢竟我國は火山國、地震國なる地理的關係に基き、國民の神經をして過敏ならしめ、延て多感多涙の性情を助長せしめたるものならん。基督は敵をも愛せと叫べり、徳川家康は敵と思へと遣訓せり、深謀遠慮、小心大膽能く三百年の泰平を致したる家康の如きは、確かに國民中に於て異數の人傑と稱すべきなり。吾人は今後に於て、須く冷靜著實、事物の是非表裏を考へ、徒に毀譽褒貶に心を動かさず、泰然自若、所信を敢行するの性情を養成せざるべきからず、所謂大日本の建設は、かかる態度によるにあらずんば得て望むべからざるなり。

第十章 精神作用

第一節 良心

餓餓凍餒の爲め、路上に倒れたる人を見て、心に救はざるべからずと感じ、救ひて後自ら満足を感じるは是皆人情の自然なり。即ち人は心に爲さざるべからずと感じたる事は、己の利害他人の毀譽を顧みずして之に向ひ、又遂行したる後は、人の批評を待たずして自ら満足を覺え、若し其の遂行を誤れば心に苛責を感じるもの

なり、斯る作用を良心と云ふ。然らば良心とは如何なる作用の謂なるか、良心とは特殊の作用にあらずして、知情意の三作用を包含せるものなり、今我等が或る行為を爲さんとするに當りて、其の善惡正邪を判断するは良心の知的作用なり、既に判断を下したる後、正善の行為を爲さんと欲し、邪惡の行為を爲さざらんと欲するは、良心の意的作用なり、行為の實行に先立ちて爲すべし、又は爲すべからずと感じ、又實行したる後其の善事なりし場合に快を感じ、惡事なりし場合に不快を感じるは、良心の情的作用なり、而して此の情的作用中行為前に現はるるもの良心の命令の感情と云ひ、行為後に起るもの審判的感情と云ふ、前者は所謂良心の命令にして、後者は良心の満足或は苛責と謂はる作用なり。

斯くの如く、良心は其の作用より見れば知情意の働きに外ならずと雖も、其の現はるるや無上の權威を以て我等に臨み、絶對の力を以て我等を拘束す、即ち良心は正善を認め、責務を感じることは之を絶對に爲すべく、邪惡非道を覺りたることは絶對に之を避くべきことを命じ、毫末も寛假する所なし、而して良心の作用に斯る權威の伴ふは、實に良心の關係せる行為の善惡が、人生に於て最も重大なる意義を有するが爲めに外ならず。

狂人、白痴にあらざる限り、苟も人として良心を具へざるものなし、されど教育並に修養の如何によりて、其の發達に自ら差等あり、教育に乏しく修養亦淺き者にありては、動もすれば善惡の判断を誤り、或は其の命令權威に乏しく、或は善を知りて決行する能はず、不善を悟るも之を回避する能はず、又は其の作用鋭敏ならざるが爲めに、不善を敢てして深く心に愧ちざるものあり、之に反して能く修養を積める者にありては、善惡の判断常に正鵠を得、命令自ら權威を具へ以て鞏固なる意志と相俟ちて、ここに絶對の服従行はる、故に良心の能く發達せる人は努めずして善を行ひ、惡に遠かり、斯くて品性は自然に向上す、故に良心の修養に努むるは修徳の要道なり。

第二節 行爲

善惡正邪の判断を爲すものは良心にして、其の判断の對象は行爲なり。されど道徳上所謂行爲とは單なる動作にあらず、即ち行爲とは第一に自ら識りて行ふものならざるべからず、第二に意志の作用を伴ふことを要す、換言すれば意識的にして且つ有意的なならざるべからず、斯くの如く行爲は意識的なると共に有意的なる

を要件となす、而して意志作用は通常意識を伴ふものなるが故に、之を約して有意的なるを以て行爲の要件となすを得べし、故に我等の心的活動たるに止りて、未だ動作に現はれざるものと雖も、既に意志作用の加はれる場合には之を行爲と稱するを妨げず、蓋し惡意を抱かば、假令動作となりて外部に現はれずとも良心の非難を免るること能はざるを以てなり、故に古來聖賢も心中の賊として之を諱めたり。以上の如く行爲の要件は、動作其のものにあらずして意志に存すと雖も、本來意志は動作を目的として生ずるものなるが故に、單に意志たるに止り、動作として外部に現はれざるものは、未だ完全なる行爲と謂ふべからず、即ち完全なる行爲たらんが爲めには、意志の外に動作を必要とす、故に意志及動作を以て行爲の要素と稱する所以なり。

尙進んで行爲の成立する所以を考ふるに、先づ最初に起るものは欲望なり、次に此の欲望に就て、其の採擇の可否を考慮し、若し可なりとせば、茲に始めて實行の決意を爲す、然るに欲望は同時に二箇以上起ることあり、斯る場合には其の孰れを探るべきかに就て選擇を行ひ、然る後決意するに至る、而して此の選擇及決意は即ち意志の作用にして行爲成立の最大要件なり、且つ此の選擇及決意とは自己の意志

の自由なる決定に由るものにして人が自己の行為に對して責任を有するは、此の選選擇決意の自由なるが爲なり。

第十一章 本務及德

第一節 本務

良心は我等に或る行為を爲すべし、或は爲すべからずと命ず、此の命令に従ひて爲すべきことを爲し、爲すべからざることを爲さざるを本務と云ふ。

本務を分ちて二種となす、一は積極的に善の實踐に關係し、他は消極的に惡の抑制に關係し、孰れも良心の命令に由りて起る、而して我等が或る行為の爲すべきを感じ、或行爲の爲すべからざるを感じるは、所謂本務の感にして即ち良心の命令的感情に外ならざるなり。

本務は絶對性を有す、然れども時として同時に二個の本務に逢著する場合あり、之を稱して本務の衝突と云ふ。斯る場合には、其の輕重緩急に從ひて先後を許す場合には重きを先にし、又は先後を許さざる場合には軽きを去りて重きに就くべし、一片の私情に囚はれて輕重又は順序を誤るが如きことあるべからず。

人の地位境遇に應じて、それぐら爲すべき本務あるが故に、之に從て本務を分類することを得べし、即ち個人として、家族として、社會の一員として、將た國民として、各特殊の本務あり、個人としては心身の保存發育に關する本務あり、家族としては父子、兄弟、夫婦間の本務の外に、祖先尊崇並に子孫愛重の本務あり、社會の一員としては公益、世務、正義、仁愛等、其の他朋友、主従の間、それぞれ特殊の本務あり、國民或は臣民としては忠君愛國の本務あり、尙ほ等は細分して諸種の本務に分つことを得べし。

斯くの如く本務は其の項目頗る多しと雖も、其の實踐に至りては決して煩瑣なるものにあらず、何となれば本務は悉く良心の命令に基くが故に、我等にして常に良心の命する所に忠實ならば、本務は自ら實行し得らるるを以てなり、本務は多岐に亘るの故を以て煩に堪へざるかの如く思ふ者あらば、そは良心の命令を尊重する誠意を缺けるものと謂はざるべからず。

第二節 德

同一の本務を屢々實行する時は之を行はんとする傾向或は習慣性を生ず、是を

徳と謂ふ。故に徳は本務の實行に由つて涵養せらるるものにして、生得的性質にあらず、例へば日々學業に勵精すれば、勉學或は勤學の徳を生じ、常に正直を守れば、遂に正直或は誠實の徳を生ずるが如し。

徳は本務を反復實行せし結果生じたる習慣性なるを以て、徳ある者は努めずして本務を實行し得るに反し、徳を有せざる者は努むるも猶之を行ひ難きを常とす、徳の重んすべき所以實に茲に存す。

徳は本務の實行に由りて生ずるものなるが故に、徳を養はんが爲めには本務の實行より先きなるはなし、されば我等は日々良心の命令を尊重して本務の遂行に努めざるべからず、然りと雖も階梯に由らずして高閣に昇る能はざるが如く、本務の實行も亦須らく卑近なるものより始むるを以て肝要ニス、斯くて卑近なる徳を養ひ、漸次高きに到り遠きに達せんことを期すべし、即ち實踐に於ては卑近に且つ著實なるを要すと同時に、志す所は高遠にして範を聖賢に取り、高徳能く彼等と光明を争はんことを期せざるべからず、此の抱負ありて然る後、始めて共に道を語るに足るなり。

第十二章 品性

良心の命令に従ひて本務を實行すれば遂に徳を生じ、諸徳集合して茲に品性をなす、即ち品性とは諸徳の聚積統一せる状態を謂ふ。故に徳を積むこと淺く且つ少き者は、品性の劣れるものにして、之を積むこと深く且つ多きに隨つて品性は益々完成の域に達す。

斯くの如く品性は諸徳の聚積統一せるものなるが故に、品性劣等なるものは、善を行ふこと難く、且つ稀なるに反し、其の高尚なる者は、努めずして衆善を行ひ得ること、恰も水流の低きに就き、雲烟の風に従ふが如し、故に圓滿完全なる品性の養成は、修徳の極致にして、實に有らゆる修養の主眼なりと云ふべし。人には生得せる性質あり、是即ち天性にして、主に遺傳の結果に屬す、されど由來天性は如何なる改造をも許さざる如きものにあらず、故に意志の力により之に自己の欲する所の傾向を加へ以て改善を施す事は決して不能と云ふべからず、斯くの如く天性を核心として之に習慣的傾向を附與したるもの、是を品性となす。天性の優劣によりて品性修養に難易あるは勿論なりと雖も、品性の高下は主として之を養成せんとする

る意志の強弱に基因し、意志の強弱は鍛錬の厚薄に基くを以て、人は各自己の品性に對して其の責任を負はざるべからず、品性の修養豈忽にすべけんや。

特に然りとす、例へば悪友の感化は言ふも更なり、富貴に生れし者は安逸に傾き、傲慢に流れ易く、貧家に生るれば往々にして其の志卑賤に陥り易く、營利の業は利己心を助長せしむる傾向あるが如し、故に修養に志す者は深く茲に留意するを要す。品性の向上を圖らんとせば、須らく高遠なる理想を立てて是が實現に努むべし、理想無くんば主義方針の依るべきものなきが故に、日常百般の行為亦自ら統一を缺き、遂に圓満なる品性を養成すること能はず、況んや高遠なる理想は、決心を固め努力を促す上に偉大なる勢力を有するに於てをや、されば修養に志したるもののは理想の指導の下に能く良心の命令を守りて、本務を遂行し、諸徳を體得して圓満完全なる品性を養成し、以て理想の實現を期せざるべからず。

第十三章 善惡の標準に關する說

良心は行為の善惡を判断するに如何なる標準に據るべきか、是實に倫理學上重

大なる問題にして、古來學者の提起せる解決亦從つて多し、之を大別して三種となすことを得、直覺說、功利說、實現說即ち是なり。直覺說とは行為の善惡は良心の直覺する所なりと爲す說にして、隨て良心は善惡の判断に際して他に標準を求むるの要なく、又行為の善惡は理由の説明を許さずと主張するものなり。

功利說とは、社會一般の最大快樂を至上目的となす倫理說にして、實利の究極目的たる社會一般の快樂を増進するを以て生活の理想となし、最大多數の最大幸福が即ち善なりと斷するものを謂ふ、此の説を分ちて三となす、功利說(ミル以前)、進化論的功利說、合理的功利說是なり。直覺說を理性主義の倫理說とすれば、功利說は感情主義の倫理說と謂ふべく、而して右二者は何れも人性の一方面に基きて説を立てたるものなるを以て、共に滿足なる至善の説明を爲す能はざるの憾あり、茲に於てか以上の二方面を綜合せる倫理說の主張を見るに至れり、之を稱して實現說となす、而して實現說中超絶的自我的實現を理想となすものと、經驗的自我的實現を理想となすものとの別あり、前者に對して後者を人格實現說、自我實現說若くは治善說と謂ふ。

第十四章 人格完成

第一節 人格の意義

抑々人格とは人の人たる所以の資格にして、人が超人格的の神、非人格的の自然物より區別せらるべき特質を指稱す。而して人格は、實に人間の有する性能の有機的に統一せられたるものにして、此の統一體は必ず自覺を有せざるべからず、自覺とは己れ自身を意識するを謂ふ、尙此の統一體は自己を支配する力を具有するを要す、是を自律と謂ふ、換言すれば、人格は統一を保ち、自己を意識し、且つ自己を支配するものならざるべからず、之を缺く者は未だ以て人格と稱すること能はず、何となれば斯の如きは獨立せる一個の人間たる資格なきものなればなり、就中自律は獨立自治並に克己自制の基本なるを以て、特に此れが涵養に留意するを要す。

人格の内容を形成する人間の性能は、分ちて個性及理想となすことを得べし、個性とは各個人特有の性質及能力の謂にして、理想とは是等の性質及能力の志す方向を意味し、人格の品質即ち品性は此に由つて決定せらる。人は其の面の異なる如く、個性に於ても理想に於ても萬人皆其の傾向を異にせり、而して此の相違は個人

としては自己の特質を實現する所以にして、又社會は是に依りて多様なる文化の發展を企圖するを得るものなるが故に、我等は各自自己の特質の存する所を覺り、能く之を善導して銳意人格の向上に努力せざるべからず。

第二節 人格と社會

人格は個人の特質を發揮して自己を實現するものなりと雖も、元來個人と社會とは密接不離にして、社會は畢竟大なる我なるが故に、人格は個人を實現し、因つて社會を實現するものと謂ふべし。抑々個性及其の理想は天稟の特質を核心として、多様なる社會の影響感化の下に、教育と修養とに由りて始めて成立するに至るものなれば、個人の人格は或る意味に於て、實に社會の所産なりと謂ふことを得べし、故に個人を完成するは即ち社會を完成する所以なり。されば個人は一方に於ては社會の文化を吸收して個性の進歩と理想の向上とを圖り、他方に於ては其の涵養せる所を發揮して、己が人格を完成すると共に、社會の文化に寄與して之が完成を補助するを以て其の使命となさざるべからず、又社會の最も發達せるものは國家なるが故に、我等は特に人格の完成を通じて國家の完成を企圖し、其の文

化に貢獻する所なるべからず。

第三節 人格の不朽

人格は其の實現によりて無窮に生く、虛名は一時の事なり、死して朽ちざるものには獨り人格あるのみ。基督、釋迦、孔子は云ふも更なり、楠公孔明は其の誠忠により、ソクラテス、藤樹、ワシントンは其の嵩高なる品性によりて永世不朽なるを得たり、彼等逝いて既に幾百年の星霜を閱すと雖も、其の高德能く萬民を教化して偉大なる精神の遠く後代を照すこと恰も生けること異らず、之を不朽と云はずして將た何をか云はん、されど不朽なるものは獨り聖賢にのみ限られたりと思惟すべからず、官吏は其の忠實勤勉により、學者は其の研究發明により、政治家は其の經世濟民により、共に不朽の感化を垂れ以て永遠の生命を希はざらん、果して然らば、人生最高の努力に値するものは獨り人格の完成にあるのみ、故に我等は理想を茲に求め、專念銳意其の實現に努力せざるべからず。

◎官吏服務紀律（明治二十年七月勅令第三十九號）

- 第一條** 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ
- 第二條** 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但シ其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ得
- 第三條** 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス
- 第四條** 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコトヲ務ムヘシ
- 第五條** 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又他ノ裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ祕密ニ就キ訊問ヲ受ケルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得
- 第六條** 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス
- 第七條** 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非トヲ得ス
- 第八條** 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ懲勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ナ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第九條** 官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受ケルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス
- 第十條** 一官廳ノ工事ヲ受負フ者
- 一官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受ケル者
- 一官廳ノ補助金ヲ受ケル起業者
- 一官廳ノ用品ヲ調達スル者
- 一官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者
- 第十一條** 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受ケルコトヲ得
- 第十二條** 商業ヲ營ムコトヲ得ス
- 第十三條** 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス
- 第十四條** 浪費シテ產ヲ破リ其分ニ應セサルコトヲ得ス
- 第十五條** ル貢債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルハシ道會社ヨリ無賃乗船無賃乗車切符ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第十六條** 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ルトキハ事狀ヲ具ヘテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知リ隠蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レス
- 第十七條** 本紀律ハ高等官列任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス

◎巡査服務心得(大正八年八月訓令甲第五六號)

第一章 要旨

「凡ソ警察ノ要ハ公共ノ危害ヲ豫防排除シ社會ノ安寧秩序ヲ保持スルニ在リ職ニ此ニ在ル者其ノ職責ノ重大ナルヲ自覺シ常ニ國家ノ柱石タルヲ忘ルヘカラス」

第二條 巡査ハ規律ヲ嚴守スヘシ

「規律トハ其ノ分ヲ守リ言動自ラ節度アルチ謂ヒ階級的團體チ組織スル警察官ニ在リテハ一日モ缺クヘカラサルモノニシテ誠ニ規律ハ警察ノ生命ナリト謂フモ誣言ニアラス而シテ規律ノ觀念ハ善良ナル習慣ニ依リテ馴致助長セラルヘキモノナルヲ以テ先ツ時間ヲ恪守シ服裝姿勢ヲ整正シ警察禮式ヲ嚴肅ニ守持スル等易ヨリ難ニ就キ容ヲ整ヘテ心ニ及ホスノ趣旨ニ依リ之カ振張ニ關シ細大備サニ意ヲ用キ起居自ラ規アリ動作自ラ度アルニ至ラムコトヲ期セサルヘカラス」

第三條 巡査ハ忠實勤勉テ旨トスヘシ

「凡ソ警察官ハ寒暑ニ耐ヘ風雨ヲ忍ヒ晝夜ヲ別タス其ノ職ニ盡シ苟モ曠怠アルヲ

許サスコレ常ニ忠實勤勉ノ美風ヲ培ハサルヘカラサル所以ナリ若シ夫レ偷安姑息ヲ事トシ唯其ノ地位ニ具ハルニ過キサルモノタルノミナラス實ニ國家ノ進退ナルモノタルコトアラムカ啻ニ職務ヲ辱カシム

第四條 巡査ハ質實剛健ノ氣風ヲ尚フヘシ

「警察官ハ時有リテカ水火ヲ踏ミ兇賊ト鬪ヒ瘡痍ヲ冒シ奉公ノ大義ニ殉スルノ覺悟ナルカルヘカラス凡ソ難ニ處シテ撓マス義ナ秉リテ屈セス勇往果敢斃レテ後息ムノ犠牲の大精神ハ質實剛健ノ氣魄ニ宿ル須ク浮華ヲ去リ輕佻ヲ戒メ常ニ時弊ノ外ニ超然トシテ所信ヲ斷行スルノ氣概ヲ駆致セムコトヲ期スヘシ」

第五條 巡査ハ廉恥ヲ重スヘシ

「廉恥トハ恥ヲ知リ正道ヲ履ムノ義ナリ警察官ニシテ此ノ心ニ當マハ職ニ費意ナラサルモノアリ深ク戒メサルヘカラス」則ナ先ツ清廉簡素其ノ身ヲ持シ苟且ニモク行ニ非違ナク威信期セスシテ臻ルヘシ

第六條 巡査ハ和衷協同ヲ念トスヘシ

「和衷協同ハ團體的活動ニ必要缺クヘカラス」

第七條 巡査ハ和衷協同ヲ念トスヘシ

「和衷協同ハ團體的活動ニ必要缺クヘカラス」

第八條 執務及執行務ニ關シ職權ニ依リテ發セラレタル上官ノ命令ハ絶對服從ノ義務アルヲ念トスヘシ

意シ進テ其ノ家ナ齊ヘ其ノ義務ヲ盡シ範チ示シテ部民ニマ茲ムコトヲ要ス」

第六條 巡査ハ講學鍊武テ旨トスヘシ

「法令ハ處務ノ基準タリ警察官ニシテ之ニ通曉スルコトナカラムカ行務遼滯シテ成績ノ完キヲ望ムヘカラス常識ハ法令活用ノ根抵ナリ之ニ乏シカラムカ或ハ苛察ニ流レ或ハ放漫ニ陷リ事務ノ正鵠ヲ得難キコト多カルヘシ而シテ身神ノ鍛鍊ハ健康ヲ保持シ人格ヲ進メ品位ヲ嵩メ確固不拔ノ贈力ト信念トヲ培フ所以ニシテ處世上職務上ニ影響スル所大ナルモノアルヲ念ハスンハアラス閑アレハ即チ講學鍊武苟モ意ラサルヲ要ス」

第六條 巡査ハ和衷協同ヲ念トスヘシ

「和衷協同ハ團體的活動ニ必要缺クヘカラス」

第六條 巡査ハ和衷協同ヲ念トスヘシ

ニ出ツヘカラス

四 所内立番又ハ見張ヲ爲スニ當リテハ
特ニ精神ノ緊張ト視聽ノ敏活ヲ期シ
必要ニ應シ直ニ所外ニ出ツルノ準備
ヲ怠ルヘカラス

五 警邏ハ交通及營業等ノ妨害トナラサ
ルニ注意シ夜間ハ成ルヘク家屋ニ沿
フテ廻行スヘシ

六 警邏中溢ニ人家ニ立入り又ハ佇立シ
テ店頭ヲ覗見シ若ハ家宅構内ヲ透見
＊スヘカラス

七 戸口查察ハ早晨並食事時間等ハ成ル
ヘク之ヲ避ケル等住民ヲシテ迷惑ヲ
感セシメサル様注意スヘシ

八 戸口查察臨檢視察ノ際ハ先ツ其ノ來
意ヲ告ケ言語動作ゾ丁寧ニシ決シテ
反感ヲ懷カシムルカ如キコトアルヘ
カラス

九 臨檢視察ニ際シ違則者アルヲ發見シ
反省ヲ促カスト共ニ其ノ效果ヲ監査
スルヲ忘ルヘカラス

十 執行務ハ事直ニ民人ノ權義自由ニ關
係アルヲ以テ豫メ之カ根據ヲ明ニシ

周到ノ用意ト綿密ノ思慮トヲ以テ之

ニ當ルヲ念トスヘシ

第三章 民衆接遇

旨トシ親シムヘク狎ルヘカラス温容慈言
ノ裡端嚴冒スヘカラサルノ威容ヲ保持ス
ヘシ

第二十五條 願届其ノ他ノ要務アリテ出頭
シタル者アルトキハ速ニ之ニ面接シ苟モ
時間ヲ徒費セシムヘカラス

第二十六條 急訴ニ接シタルトキハ勤務ノ
當否管轄ノ如何ヲ問ハス相當處機ノ措置
ヲ取リ其ノ管轄達ノ願届ニ係ル場合ト雖
懇切ニ之ヲ指示スル等勉メテ便宜ヲ與フ
ヘシ

第二十七條 完全ナル指導標ヲ以テ自ラ任
シ豫テ部内ノ地理ニ通曉シ通行人其ノ他
ニシテ指導教示ヲ乞フ者アルトキハ懇切
タルトキハ先ツ其ノ事實ヲ懸示シテ
反省ヲ促カスト共ニ其ノ效果ヲ監査
スルヲ忘ルヘカラス

第二十八條 汽車、電車、人力車、汽船等
ノ乗降客、旅宿ヲ求ム者、外國人、老
幼婦女及不具者ニ對シテハ保護指導上一
段ノ注意ヲ加フヘシ

第二十九條 民衆ノ言語態度多少粗暴ニ涉
ルコトアルモ溢ニ激怒スルカ如キコトナ
ク隠忍自重先ツ其ノ不心得ヲ諭シ其ノ反
省ヲ促スヘシ

第三十條 敬禮スル者アルトキハ必ス相當
ノ答禮ヲ爲シ言語ハ鄭重簡明ヲ主トシ難
解ノモノヲ使用セサルニ注意スヘシ

第四章 服裝携帶品

第三十一條 勤務ニ服スルトキハ制規ノ服
裝ヲ爲スヘシ但シ特別ノ勤務ニ服スル場
合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 冬衣袴ハ十月一日ヨリ翌年五
月末日マテ夏衣袴ハ六月一日ヨリ九月末
日マテ著用スルモノトス但シ時宜ニ依リ
其ノ期間ヲ伸縮シ若ハ冬衣夏衣ヲ用ウル
コトアルヘシ

第三十三條 防寒ノ爲甲乙種外套著用期間
ヲ定ムルコト左ノ如シ

第三十四條 上特ニ必要ナル場合ニ於テハ甲種外套ノ
裾ヲ前面ノ如ニ懸クリコト得
於テ之ヲ用ウヘカラス

第三十五條 外套ヲ携帶スルトキハ巡查服裝規則第十
五條ノ方式ニ據ルヘシ但シ溫潤シタル場
合ハ適宜トス

第三十六條 乙種外套ハ休憩所ノ外署内ニ
於テ之ヲ用ウヘカラス

第三十七條 手套ハ室外ニ於テハ常ニ之ヲ
ハ必ス之ヲ刀緒ニ挾ムヘシ

第三十八條 室内ニ在ルトキ又ハ手套ヲ用キサルトキ
ハ必ス之ヲ刀緒ニ挾ムヘシ

第三十九條 脱靴スルコトヲ得
シ脱靴スルコトヲ得

第四十條 訓授場ニ於テハ脱靴帶刀穿靴ス
ヘシ但シ訓授者ハ必要アル場合著帽若ハ
脱靴セシムルコトヲ得

第四十一條 私服勤務ノ者及公務外ニ於ケ
ル服裝ハ便宜トス但シ官署ニ出入シ又ハ
公會等ニ臨ム場合ニ於テ和服ヲ著用スル
トキハ袴ヲ用ウヘシ

第四十二條 被服、其ノ他ノ貨與品、給與
品ハ常ニ丁寧ニ取扱ヒ若シ汚染破綻シタ
ムヘカラス

第四十三條 頭髮ハ長短宜シキニ從ヒテ之
ヲ理シ鬚鬚ヲ蓄ヘサル者ハ時々剃瘡スヘ
シ

第四十四條 制規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ
脱帽ノ儀所署外ニ出ツヘカラス

第四十五條 刀ト刀帶ハ常ニ附著シ分離
スヘカラス

第四十六條 刀帶ハ衣ノ下ニ締メ刀柄ヲ前
面ニ向クヘシ

第四十七條 刀帶ノ釣革ヲ伸縮シ又ハ釣金
ヲ附著スル等制規外ノ裝置ヲ爲スヘカラ
ス

第四十八條 刀緒ヲ刀柄ニ結ヒ附クリニ當
リ卷キ著クリカ如キコトアルヘカラス

第四十九條 刀ハ常ニ手入ヲ爲シ銹蝕セシ
ムヘカラス

第五十條 犯人逮捕囚人護送又ハ群集ノ場
所ニ於テハ特ニ帶刀ニ注意シ奪刀セテル
ムカ如キコトアルヘカラス

第五十一條 職務ニ就クトキハ手帳、捕繩、
警笛、名刺及認印ヲ携帶スヘシ但シ手帳、
名刺ハ非番外出ノトキト雖必ス携帶スヘ
シ

外套ニ附著シテ用ウルモノトス水上動
務ノ者ハ晝夜共用ウルモ妨ナシ

第三十四條 前條規定ノ著用期間ハ必要ニ
依リ臨時變更スルコトアルヘシ

第三十五條 服装ハ專ラ端正ヲ旨トシ左ノ
各號ヲ遵守スヘシ

一 溢ニ衣袴ノ卸ヲ外シ靴下ヲ袴上ニ露
シ或ハ隱套ニ手ヲ入ルヘカラス

二 時計及其ノ附屬品煙管書類其ノ他ノ
機械ハ隱套内ニ收メ外部ニ露出セ

三 下襟ハ適度トシ殊更ニ高襟ヲ用ウヘ
カラス

四 杖傘其ノ他不體裁ノ物品ヲ携帶スヘ
カラス

五 著色又ハ異様ノ眼鏡襟巻等ヲ用ウヘ
カラス但シ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ

署長分署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ
此ノ限ニ在ラス

六 防寒ノ爲覆面ヲ用ウヘカラス

七 肌著袴下ナクシテ衣袴ヲ著シ又ハ靴
下ヲ用キシテ靴ヲ穿ツヘカラス

八 制規外ノ提灯ヲ携帶スヘカラス

第三十六條 出火又ハ道路泥濘ナルトキ若

巡査服務心得

六〇

第五十二條 手帳ニハ職務上ノ關係事項ヲ記載シ私事ヲ記入スヘカラス但シ訓授ハ緊要ノ事項ニ限り之ヲ記載スルモノトス

手帳ハ順序ナ追ヒ日記體ニ記載シ日時、場所、結果等ヲ明ニスヘシ

第五十三條 執務執行ニ際シ制規ノ服装ヲ爲ササルトキハ手帳ノ官印アル部分ヲ提示スヘシ制規ノ服装ヲ爲シタル場合ト雖

必要アルトキ亦同シ

手帳初葉ノ記載様式捺印例左ノ如シ



第五十四條 手帳ノ餘白ナキニ至リタルトキハ所署課長ノ検閱ヲ受ケ官印アル初葉ヲ納付シ新帳ノ交付ヲ請フヘシ

第五十五條 警笛ハ長サニ尺五寸ノ紐ヲ附シ其ノ一端ヲ上衣ノ第四鉤釦ニ結フヘシ

但シ紐ハ上衣ト同色タルコトヲ要ス

第五十六條 警笛信號ヲ別テ警戒及應援ノ

二種トス

警戒信號(警戒注意ヲ要スルトキ)
約五秒間 約一秒間ツツ

應援信號(非常ニ際シ他ノ來援ヲ求ムルトキ)
約五秒間 約二秒間ツツ 約五秒間

常ニ五枚以上ヲ携帶スヘシ

第六十七條 名刺ハ左ノ様式ニ依リ調製シ

約五秒間 約二秒間ツツ 約五秒間

第六十八條 認印ハ氏名若ハ氏トシ鮮明ニ

縦三寸横一寸五分氏名ハ四號活字大、其他ハ五號活字大、字體ハ總テ楷書トス

第六十九條 郡部ニ在リテハ夜間警巡ノ際確子燈ヲ携帶スヘシ但シ日没後一時間日出前一時間及月夜又ハ上官ノ指揮アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十條 分署長ハ警務部長ノ承認ヲ得テ確子

燈ヲ携帶セシメサルコトヲ得

第六十條 提燈ハ警巡外勤務ノ場合ニ於テ用ウルモノトス

第六十一條 携帶日暉ヲ遺失若ハ毀損シタルトキハ速ニ所署課長ニ届出ツヘシ改印シタルトキ亦同シ

第六十二條 操守ヲ重シ濫ニ職ヲ退ク力如キコトアルヘカラス

第六十三條 常ニ言動ヲ重シ輕率ヲ戒メ交際ヲ慎ミ苟且ニモ私論黨議ニ關與シ或ハ流言浮説ニ惑ヒ或ハ濫ニ他ヲ毀譽スル力如キコトアルヘカラス

第六十四條 新聞雑誌等ニ濫ニ投書ヲ爲スヘカラス職務上若ハ學術上ニ關スル所見ヲ掲載セムトスルトキハ先ツ其ノ原稿ヲ所屬所署課長ニ提示シテ承認ヲ受クヘシ

第六十五條 過度ノ飲酒ヲ慎ミ且濫ニ會合飲酒スヘカラス

第六十六條 職務上ニ關シ私ニ金錢物品ヲ贈與ヲ受ケ贊應ニ與ルヘカラス

第六十七條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第六十八條 警察署轉住シタルトキハ直ニ所署課長ニ届出ツヘシ

第六十九條 散宿者ハ其ノ居住所ノ戸外賭易キ場所ニ左ノ標札ヲ掲出スヘシ

第七十條 巡査ハ其ノ居住ニ關シ合宿所トキハ身分明細表ニ記載シタル事故タルト否トヲ問ハス五日以内ニ所署課長ニ届出ツヘシ

第七十一條 巡査ハ其ノ居住ニ關シ合宿所規程並大正七年(四月)訓令甲第十八號警察官吏及消防官吏居住制限並宿料支給規則ヲ遵守スヘキハ勿論仍左ノ各項ニ注意スヘシ

第七十二條 外泊又ハ旅行セムトスルトキハ其ノ行先及要件ヲ具シ所屬所署課長ノ所ニ左ノ標札ヲ掲出スヘシ

第七十三條 非番又ハ休暇ニ際シ外出スルトキハ其ノ行先ヲ家族又ハ宿主ニ告ケ置キハシ但シ夜間十二時後ハ必ス在宿スル

第七十四條 新任又ハ轉勤ヲ命セラレタルトキノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 新任者ニシテ入王子市、三多摩郡警察署分署勤務ヲ命セラレタルトキ

第七十六條 職務上ニ關シ私ニ金錢物品ヲ贈與ヲ受ケ贊應ニ與ルヘカラス

第七十七條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第七十八條 警務上ニ關シ私ニ金錢物品ヲ贈與ヲ受ケ贊應ニ與ルヘカラス

第七十九條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十條 警務上ニ關シ私ニ金錢物品ヲ贈與ヲ受ケ贊應ニ與ルヘカラス

第八十一條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十二條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十三條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十四條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十五條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十六條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十七條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十八條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第八十九條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十一條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十二條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十三條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十四條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

第九十五條 同僚間濫ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲シ又ハ部民商人等ヨリ金錢物品ヲ借受クヘカラス

巡査服務心得

六二

勤務ノ者ニシテ市部(八王子ナ除ク)

第七十七條 明治二十二年(八月)訓令甲

及郡部(三多摩ナ除ク)警察署ニ轉勤

チ命セラレタルトキ

第四十九號巡査服務心得、明治三十三年(八月)訓令甲第六十六號巡査手帳三闋ス

島嶼所在警察分署勤務チ命セラレタル者ニシ

ハ島嶼所在警察分署勤務チ命セラレタル者ニシ

テ新任ノ場合ハ二日、市部(八王子

テ除ク)及郡部(三多摩ナ除ク)警察

署ヨリ轉勤ノ場合ハ三日、八王子市

及三多摩郡警察署警察分署ヨリ轉勤

ノ場合ハ四日、歸還チ命セラレタル

場合ハ五日間ノ猶豫チ與フ

前各項ノ例ニ依リ難キ事由アルトキハ所

屬所署課長ニ願出テ許可チ受クヘシ

第七十五條 妻妻又ハ入夫セムトシ若ハ養

子タラムトスルトキハ其ノ配偶者若ハ養

家ノ戸主及媒酌人ノ住所氏名職業年齢チ

記載シ媒酌人親戚知人ノ内一人ト連署シ

書面ヲ以テ所屬所署課長ニ届出テ認可チ

受クヘシ

第七十六條 本令ハ大正八年八月十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

巡査誓言(巡査採用規則)

(第六條)

一、巡査タル者ハ官吏服務紀律ヲ恪守スヘキ言ヲ俟タス常ニ上官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セサルトキト雖モ猥ニ政治ノ是非得失ヲ論評スルカ如キコト決シテアルマシキ事

一、巡査タル者ハ常ニ人民ノ保護者タルコトヲ記憶シ之ニ對シ丁寧親切チ旨トシ而モ之ト相狎昵スルカ如キコトナク職務上ニ於テ負擔ヘル百般ノ責務ハ最モ嚴正忠實ニ之ヲ踐行スヘキ事

一、巡査タル者ハ一端奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ從事シ五箇年未満ニシテ一身ノ故チ以テ辭職スルカ如キコトハ決シテアルマシキ事

一、巡査タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ル迄専ラ品行ヲ正シクシ警察官吏タリ又其家族タル體面ヲ汚損スルカ如キ所業決シテアルマシキ事

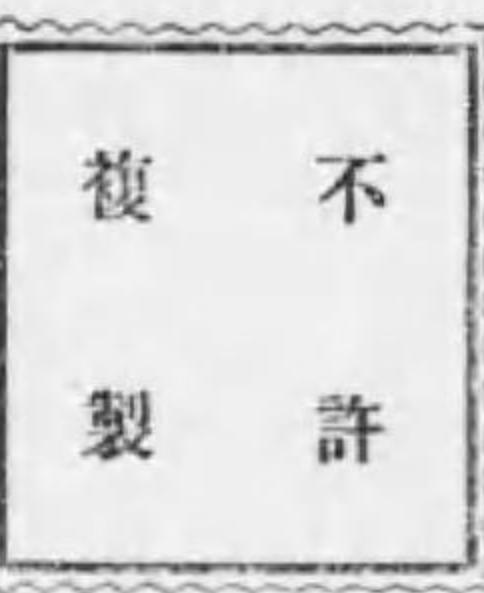
大正十三年七月二十日印刷
大正十三年七月廿三日發行

警察訓育奥付

定價金四拾錢

不許

著者 田村英雄
印 刷 者 白幡成和
發 行 者 東京市本郷區浅嘉町七〇



發行所

東京市本郷區駒込
淺嘉町七十番地

文 豊 社
振替東京二六九一三番

下段九・社刷印榮三・東京

24

終

